

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日が休日は、
基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

目 次

◇告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業計画の変更の認可(〃)

国土調査の指定(〃)

保安林の指定の解除予定(三件)(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◆公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

鳥取県告示第六百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定によ

り告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
瀧 田 千穂美	鳥薬第八一四号	平成四年六月十七日
山 下 恵 子	鳥薬第八一五号	平成四年六月十九日

鳥取県告示第六百七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

監事 河原正彰 鳥取市本高三七三一二

河原信則 鳥取市本高一八一

鳥取市本高一六六

松本嘉宏 鳥取市本高三四七

平成四年六月九日退任

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
奈賀卓司	鳥園医第四、五三三号	平成四年六月十日
大谷みずえ	鳥園薬第八一二号	平成四年六月十二日

就任した役員の氏名及び住所

理事 河原健治 鳥取市本高八五

山本伊太郎 鳥取市本高一八〇

松本嘉宏 鳥取市本高一六六

松尾敏行 鳥取市本高一四六

懸樋広藏 鳥取市本高八〇一三

河原正彰 鳥取市本高三七三一一

高本栄 鳥取市本高三四七

懸樋勝雄 鳥取市本高九三

松本靖人 鳥取市本高八一一三

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年七月十四日

鳥取県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

平成四年六月十日就任 任期二年

鳥取県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、八頭中央土地改良区の定款の変更を平成四年七月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

退任した役員の氏名及び住所

理事 河原健治 鳥取市本高八五

松村美親 鳥取市本高一七四

山本伊太郎 鳥取市本高一八〇

小山和夫 鳥取市本高一四三一

懸樋勝雄 鳥取市本高九三

鳥取市本高一六七

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十号

米川土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業米子市中海干拓地地区維持管理）の認可申請について、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、庄内土地改良区が行う土地改良事業（土地改良施設維持管理事業庄内地区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更を平成四年七月八日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十九号）第六条第三項の規定に基づき、次の調査を平成四年七月八日国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年七月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)
一部	氣高郡氣高町大字宝木の	平成六年三月	〇・二
		三十日まで	

鳥取県告示第六百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字五輪峠山五七八の一・字井手ノ谷山五九三

二 保安林として指定された目的

字大平ル六〇七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

三 水源のかん養

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東五七の四一・五七の四二（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字法万字小松原坂ノ下モ一〇八五の一・一〇八五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年一月十七日 鳥取県指令受鳥土維第七百十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東上美田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高槻市城南町一丁目一九一―三

有限会社八千代産業

代表取締役 村川道夫

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成4年7月14日 火曜日

鳥取県公報

平成4年七月十四日

鳥取県公報 第四回

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	王将百番	豊丸産業株式会社
"	サムタイム2	"
"	キューティー7	株式会社三洋物産
"	ロータリーエ	"
"	ユニオソジャックS3	株式会社三星
"	宝島	京楽産業株式会社
"	ワイドビジョンI	株式会社三共
"	グランドスラムDII	株式会社大同